

令和6年7月1日
国 税 庁

「令和6年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）に対する意見募集の結果について

「令和6年中に相続等により取得した原子力発電所周辺の避難指示区域内に存する土地等の評価について」の法令解釈通達（案）については、令和6年4月11日から令和6年5月10日までホームページ等を通じて意見募集を行ったところ、4通の御意見をいただきました。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

お寄せいただいた御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方は別紙のとおりです。

1 御意見の提出状況

○ インターネットによるもの	4通
○ 郵便等によるもの	0通
合 計	4通

2 御意見の概要及び御意見に対する国税庁の考え方
(別紙参照)

番号	御意見の概要	御意見に対する国税庁の考え方
1	<p>営業権の評価は記載しなくてよいのか。</p>	<p>本通達案は、令和6年中に相続、遺贈又は贈与（以下「相続等」といいます。）により取得した避難指示区域内の土地等及び令和6年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について定めるものです。</p>
2	<p>なぜ土地等に限っているのか。建物は含まないのか。</p>	<p>本通達案は、令和6年中に相続等により取得した避難指示区域内の土地等及び令和6年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について、令和5年分までと同様に、路線価等を定めることが困難な状況にあることから、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>なお、当該避難指示区域内に存する家屋の価額の評価については、原則として、平成23年10月13日付課評2-27ほか2課共同「東日本大震災の発生日以後に相続等により取得した財産の評価について」（法令解釈通達）5及び昭和39年4月25日付直資56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）89の定めに基づき評価することとなります。</p>
3	<p>毎年、年分だけを変更した通達を出すのは無意味である。</p> <p>業務量削減のため、恒久的な通達を出すべきである。</p>	<p>本通達案は、令和6年中に相続等により取得した避難指示区域内の土地等及び令和6年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について、令和5年分までと同様に、路線価等を定めることが困難な状況にあることから、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p> <p>そして、この状況にあるかどうかは、その範囲を含めて、今後変わり得ることから、本通達案においては、令和6年中に相続等により取得したものを対象としています。</p>
4	<p>なぜ原発地域だけ優遇し、ゼロ円でいいのか。</p> <p>国税庁が決めるのではなく、法律で対応すべきではないか。</p>	<p>相続税や贈与税において土地等の価額は、時価により評価することとされているところ、相続税等の申告の便宜及び課税の公平を図る観点から、国税局（所）では毎年、全国の民有地について、土地等の評価額の基準となる路線価等を定めて公開しています。</p> <p>しかしながら、避難指示区域内の土地等については、自由な取引が行われるとした場合に通常成立すると認められる価額を把握することが困難又はできず、路線価等を定める環境や売買実例価額に準拠して評価する環境にないこと等から、令和5年分までと同様に、路線価等を定めることが困難な状況にあります。</p> <p>このことから、令和6年中に相続等により取得した避難指示区域内の土地等及び令和6年中に相続等により取得した株式等を純資産価額方式により評価する場合における避難指示区域内の土地等の価額の評価について、その価額を「0」として差し支えないこととするものです。</p>